

給与支払報告書には 「個人番号・法人番号」の記載が必要です！



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）には、給与支払者・給与受給者等の「個人番号・法人番号」の記載が必要です。

また、個人事業主ご本人様が給与支払報告書を窓口で提出する場合には、本人確認書類の提示が必要です。郵送などで提出する場合には、裏面の「本人確認書類（写）添付台紙」に本人確認書類の写しを貼って、給与支払報告書と一緒に提出ください（※昨年度ご提出いただいた場合でも、個人番号に変更がないか等の確認のために、再度ご提出をお願いします。）。

給与支払報告書（総括表）の記載欄（イメージ）

市町村長殿 令和3年 1月 15日提出	
給与の支払期間	令和 年 月分 月分まで
給与支払者の個人番号又は法人番号	3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3
フリガナ	イナノミヤサキョウ カブシキガイシャ
給与支払者の氏名又は名称	一宮産業 株式会社

給与支払者の「法人番号（個人事業主の場合は個人番号）」の記載が必要です。

給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を記載します。

給与支払報告書（個人別明細書）の記載欄（イメージ）

③	給与支払者	住所	愛知県一宮市本町2丁目5番6号	個人番号又は法人番号	3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3	
控除対象配偶者	氏名	イナノミヤ ハルコ	氏名	イナノミヤ ハルコ	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
控除対象扶養親族	氏名	イナノミヤ シロウ	氏名	イナノミヤ シロウ	個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7
	氏名	イナノミヤ サブロー	氏名	イナノミヤ サブロー	個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6
	氏名	イナノミヤ シロウ	氏名	イナノミヤ シロウ	個人番号	6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5
	氏名	イナノミヤ 西郎	氏名	イナノミヤ ツユコ	個人番号	5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4

（源泉・特別）控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号等を記載します。

給与受給者の個人番号を記載します。

16歳未満の扶養親族の個人番号等を記載します。

給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を記載します。

給与支払者の「法人番号（個人事業主の場合は個人番号）」、給与受給者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の「個人番号」の記載が必要です。

※ 法人番号は、法人等の支店や事業所等には指定されませんので、法人等の支店が給与支払報告書等を提出する場合には、本店に通知された法人番号を記載します。
※ 年の途中で退職した者に係る給与支払報告書等についても、「個人番号・法人番号」の記載が必要です。

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、その方の個人番号を記載します。
※ 個人番号の前には「源泉」欄で氏名の前に記載した括弧書きの数字を付します。

【問合せ先】 愛知県一宮市 財務部 市民税課 電話 (0586) 28-8964 (直通)

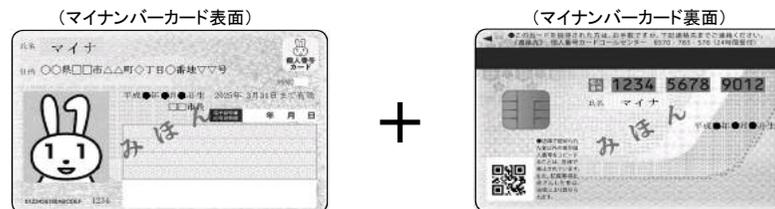
本人確認書類（写）添付台紙 （個人事業主用）

住所又は所在地	指定番号
	フリガナ氏名

の り し ろ

◆ マイナンバーカードをお持ちの方は

マイナンバーカードの表面および裏面の写しを貼ってください。



※裏面をコピーする際には、カードケースを外してコピーしてください。

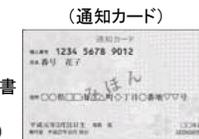
◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

「①番号確認書類」の写しと、「②身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

① 番号確認書類

（本人の個人番号を確認できる書類の写し）

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限り。）



などのうちいずれか1つ

② 身元確認書類

（記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類の写し）

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- 旅券
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書

などのうちいずれか1つ

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。
※ 通知カード・運転免許証などは、裏面にも記載があれば裏面の写しも貼ってください。

※ 本人確認書類の写しは返却できませんので、あらかじめご了承ください。